

## 第 23 期マスタープラン策定に係る利益相反に関する考え方

### 学術の大型研究計画検討分科会

第 23 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン策定の際の、評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

○評価小分科会は、以下の考え方に基づき評価に関する各委員の利害関係の有無を確認し、利益相反を排除する責任を負う。

①応募提案の提案者は評価小分科会委員長になることができない。

②評価小分科会委員自身が提案者になっている提案及び当該提案の策定に密接に参画した提案については、評価を辞退する。

③当該提案について、公平な審査ができないと判断する場合、及び行われていないと見なされる恐れがある場合には、評価小分科会委員は当該提案の評価を辞退する。

(参考) 報告「第23期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン策定の方針」より抜粋

別紙

## 第23期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関する マスタープラン策定に関わる利益相反の考え方について

### 1 利益相反

大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）は、各学術分野が必要とする大型研究計画を網羅するとともに、我が国の大型研究計画のあり方について指針を与えることを目的としたものであり、予算配分等に直接関与するものではない。しかしながら、日本学術会議会員・連携会員がマスタープランの策定に関与する場合には、提案の審査・評価という公的な立場と一研究者としての立場の両方を有するため、相反する緊張関係（利益相反）の状態に入ることは否めない。よって、関係者は、日本学術会議会員・連携会員としての高い見識の下で、日本学術会議声明「科学者の行動規範について—改訂版一」（平成25年1月）の利益相反の条項を踏まえて、公平で公正な策定・選定を行うことを義務とする。

### 2 利害関係者の排除

策定の公正性を確保するため、提案者は、分野別委員会、部及び本分科会における当該提案の審査・評価には関与しないこととする。

本分科会委員及び審査小委員会委員は、提案者になることはできない。